

令和 7 年度生活の規定

1 服装等について

項目	規定
校内では、学校が指定する標準服（以下標準服と表記） または、体操服 を着用することを基本とします。標準服着用の際は以下の規定に準じます。なお、標準服については、衣替え期間は設けませんので、気候や体調に合わせて、標準服を着用してください。（防寒着は気候や体調に応じて着用してください） また、 Time（時間）、Place（場所）、Occasion（場面）に合わせて着用してください。	
標準服	①ブレザー ②スラックス ③スカート（膝が隠れる長さ）④リボンまたはネクタイ ⑤ベスト，カーディガン（指定のものか黒・白・紺・茶・グレーの無地も可）襟やフードがないもの ⑥カッターシャツ 白・ 紺色・黒 の無地で角襟、丸襟でもよい（指定販売店なし） ⑦ベルト（黒・紺・茶いずれかの単色でシンプルなもの） ○夏服については、上着は無地の白・ 紺・黒色 のポロシャツ、またはカッターシャツ ○ 靴下の指定はなし ※①～④は二丈中指定のもの
頭髪	※学校生活に適した髪型にすること ○前髪は目にかからない ○後髪が肩の線をこえる場合はゴムで結ぶ ○ピンで留める場合はU字ピン、アメリカピン、パッチンピン（黒・紺・茶）とする ○整髪料、脱色、パーマなどの加工はしない
その他	○二丈中学校指定のバックを基本とする ○学校にはさみやカッターなどを持ち込まない ○体育館シューズは二丈中指定のもの。上靴は1年生黄色、2年生緑色、3年生青色とする
通学靴	○運動靴（体育の授業でも使用するため、ハイカット，ミドルカット，革靴ははかない）
防寒着	○革製品等のように高価なもの、刺繍入りや派手な柄、迷彩柄及び迷彩服等は不可
防寒具	○手袋・マフラー・ネックウォーマー可（色の指定なし） ※耳あてやニット帽子は、周囲の交通状況が把握できない場合があるので禁止 ※マフラーを自転車通学で着用する場合は、巻き込みに注意して着用すること



2 その他

(1) 自転車通学に関すること

①自転車通学者のルール

自転車通学は、指定された地域からの通学者に許可する。自転車通学者は以下のルールを守る。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ・自転車保険等に参加する | ・鑑札のついた自転車を使用する |
| ・ヘルメットを着用し、あごひもをしめる | ・走行中は一列で通学する |
| ・ハンドル等，車体の改造はしない | ・二人乗りはしない |
| ・自転車は指定された場所におく | ・雨天時はカッパを使用し、傘の使用はしない |
| ・校内は自転車に乗車しない（敷地が狭く、接触事故の危険性があるため） | |

(2) 登校時に関すること

- ①欠席・遅刻をする場合は、8：25までに必ず保護者から連絡を入れてもらう。家庭から連絡がない場合は、学校から保護者に連絡をとる。連絡がつかない場合は、状況に応じて家庭訪問し、所在を確認する。
- ②事故防止のため、**朝、車で送ってもらう際は、校外で乗降する。**

(3) 携帯電話に関すること

やむを得ない事情で保護者と連絡を取る必要がある場合は、必ず事前に保護者から学校へ相談してください。

携帯電話の取り扱いについて… 登校時：職員室にて預ける 下校時：職員室にて返却を受ける